

「適格担保取扱基本要領」中一部改正

○ 4. (3) を横線のとおり改める。

(3) 適格性判定手続

国債、政府短期証券、政府保証付債券、公募地方債、交付税及び譲与税配付金特別会計に対する証書貸付債権、預金保険機構に対する政府保証付証書貸付債権および、株式会社産業再生機構に対する政府保証付証書貸付債権および銀行等保有株式取得機構に対する政府保証付証書貸付債権 以外の担保については、当座勘定取引の相手方である金融機関等（以下「取引先」という。）からの適格性判定依頼を受けて、本行がその適格性判断を行う。この場合、民間企業債務については、債務者である企業の信用力の判断は、「企業の信用判定基本要領」（平成 12 年 10 月 13 日付政委第 138 号別紙 2.）に基づきこれを行う。

○ 別表 1 を横線のとおり改める。

別表 1

担保の種類および担保価格

1. }
5 } 略（不変）
17. }

18. 銀行等保有株式取得機構に対する政府保証付証書貸付債権

<u>(1) 当初貸付期間 1 年以内のもの</u>	<u>残存元本額の 9.6%</u>
<u>(2) 当初貸付期間 1 年超 3 年以内のもの</u>	<u>残存元本額の 9.0%</u>
<u>(3) 当初貸付期間 3 年超 5 年以内のもの</u>	<u>残存元本額の 8.5%</u>
<u>(4) 当初貸付期間 5 年超 7 年以内のもの</u>	<u>残存元本額の 7.5%</u>
<u>(5) 当初貸付期間 7 年超 10 年以内のもの（満期が 応当月内に到来するものを含む。）</u>	<u>残存元本額の 6.0%</u>

（特則）

略（不変）

○ 別表 2 を横線のとおり改める。

担保の種類ごとの適格基準

担保の種類	適格基準
国債（分離元本振替国債および分離利息振替国債ならびに物価連動国債を含む）	略（不変）
）	
企業に対する証券貸付債権	
交付税及び譲与税配付金特別会計に対する証券貸付債権 預金保険機構に対する政府保証付証券貸付債権 株式会社産業再生機構に対する政府保証付証券貸付債権 銀行等保有株式取得機構に対する政府保証付証券貸付債権	当初貸付期間が10年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること。
（特則）	略（不変）

（附則） この一部改正は、平成16年3月16日から実施する。